

主な検討事項について

令和6年11月8日

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

目次

1. 現行制度の効率化・高度化に関する事項

(1) リスク評価

- ①国が行うリスク評価の効率化・実効性の向上
- ②QSAR等の新たな評価手法（NAMs）の活用
- ③事業者自らによるリスク管理の向上

(2) 特例制度等

- ①特例制度により製造・輸入したものの事後監視

(3) ライフサイクル全体を念頭にした循環経済への対応

- ①リサイクル原料や不純物の取り扱い
- ②情報伝達の仕組み

2. その他の化学物質管理に関する事項

(1) 諸課題への対応

- ①PFASに関する対応の方向性
- ②国際条約への対応

(2) 持続可能な化学物質管理

- ①化学物質管理に取り組む事業者へのインセンティブ
- ②化学物質管理に関する人材育成
- ③情報伝達の仕組み（再掲）

(3) パートナーシップや能力開発

- ①国際的な枠組等への貢献
- ②ステークホルダーとの対話

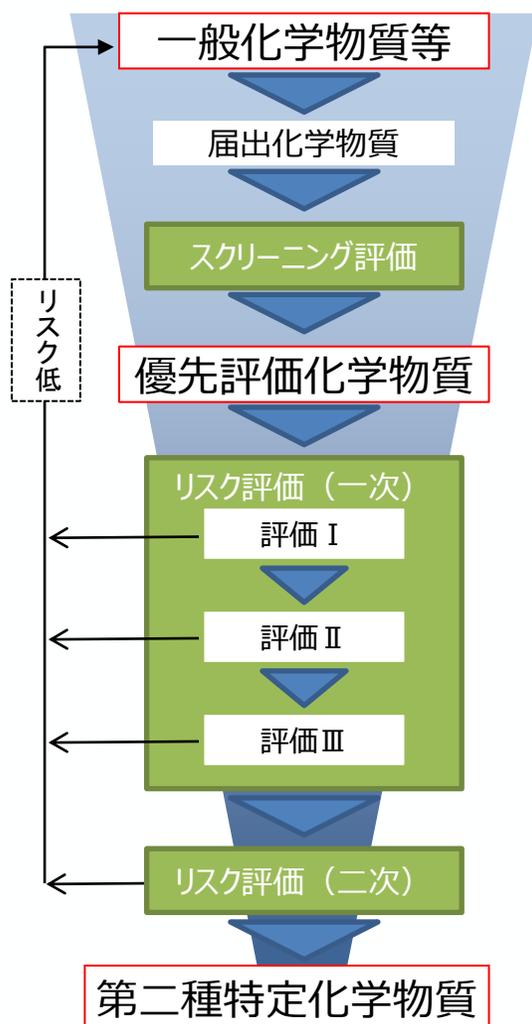
1. 現行制度の効率化・高度化に関する事項

(1) リスク評価

- ①国が行うリスク評価の効率化・実効性の向上
- ②QSAR等の新たな評価手法（NAMs）の活用
- ③事業者自らによるリスク管理の向上

①国が行うリスク評価の効率化・実効性の向上

スクリーニング評価・リスク評価の流れ



- 詳細なリスク評価は3省合同審議会¹において専門家による科学的知見を踏まえた上で
行っているが、評価に必要となる情報（有害性情報、環境モニタリングデータ等）が
入手できず、詳細なリスク評価の実施まで時間を要するケースも見られる。
- これまでも例えば「化審法の優先評価化学物質の見直しについて」（令和5年1月）
に基づき合理化・加速化に向け取組を進めているが、評価I段階において停滞してい
る物質が多いことから、さらなる運用改善の余地があるのではないかと。

	優先評価化学 物質数 (4月1日時点)	評価I対象 物質数 (4月1日時点)	評価IIへの 移行物質数	評価II対象 物質数 (4月1日時点)	評価II以降 審議のべ物質数 (再審議を含む)	優先評価化学 物質の指定の 取消がなされ た物質数 (年度末時点)	第二種特定化 学物質に指定 された数
令和3年度	227物質	179物質	1物質	65物質	4物質	13物質	0物質
令和4年度	218物質	173物質	0物質	63物質	4物質	6物質	0物質
令和5年度	218物質	174物質	1物質	62物質	4物質	5物質	0物質

1 厚生労働省薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、経済産業省化学物質審議会安全対策部会、環境省中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

② QSAR等の新たな評価手法（NAMs）の活用

- 化審法の審査・評価の効率化、高度化を図る観点から、以下の取組を実施してきたところ。
- 今後も、新規化学物質の審査、上市後の化学物質のリスク評価に、これらの手法の活用可能性を検討していくための取組が重要。

新規化学物質の審査における新たな評価手法の導入実績

（1）物理化学的性状による評価

① 高分子フローズキーム試験による評価

→従来の試験法を見直し、生物を用いない物理化学的な試験のみから評価可能とし、試験を削減。

② 1-オクタノール/水分配係数試験からの蓄積性の評価

→物質の脂溶性から蓄積性を評価する方法を開発し、動物試験を削減。

③ 分子量からの蓄積性の評価

→分子量の大きな物質は生物の体内に取り込まれにくいことから蓄積の懸念が低いと評価し、動物試験を削減。

（2）QSAR等の活用

① 構造類似物質からの評価対象物質の分解性又は蓄積性の類推

→分解性又は蓄積性が既知の物質から、構造が類似した物質の分解性又は蓄積性をQSARによる推計結果も踏まえ類推により判断することを可能とし試験を削減。

（3）新たな試験法及び判定基準の導入

① 蓄積性評価における一濃度区での水暴露法試験の導入

→濃度依存性が懸念されない場合、試験に使用する動物数を削減。

② 蓄積性評価における餌料投与法の導入

→水暴露法による評価が難しい難水溶性物質等の評価も可能に。

③ 分解度試験におけるTG301F試験の導入

→従来の全国の環境の差を考慮した培養汚泥を用いる方法（301C）に加え、下水汚泥を使用した分解度試験（301F）による評価も可能に。

④ 分解度試験で残留した物質に関する判断

→一部残留した親物質及び1%以上生成した変化物について本来は後続試験を求めていたところ、親物質については残留率が少ない場合、変化物については分解途上の構造を有する場合等に、後続試験の対象外とし試験を削減。

リスク評価における生分解性評価のウェイト オブ エビデンス(WoE)の導入検討

- ✓ 上市後の化学物質に対する、化審法で主に採用されている試験法に加えて総合的な判断として分解性に関する多様な情報（類似物質に関する知見、(Q)SARによる予測結果及び他の生分解性試験データ等）を用いたWoEによる生分解性評価の導入を検討。
- ✓ WoEを導入した生分解性評価の透明性の向上を図るため、有用な情報源・ツール、標準的な評価の進め方、評価において考慮すべき観点等をまとめた生分解性評価のためのWoEマニュアル案の策定を検討。

③事業者自らによるリスク管理の向上

- 事業者や業界団体の中には、自ら製造・輸入する化学物質について自主的なリスク管理を行っている者がいる。
- 特定新規化学物質についてのアンケート結果（第1回合同会合資料）から、特定新規化学物質を製造・輸入する事業者は、同物質の取扱措置を遵守するため様々な取組を行っていることが判明。一方で、他のカテゴリの取組に係る情報は十分とは言えない。
- なお、優先評価化学物質及びその指定取消後の物質について、PRTR排出量を活用したリスク評価を進める中でリスク低減が必要とされた場合、事業者のリスク管理に関する状況把握と情報発信に努めている。

自主的な管理の例

化審法や、その他の関係法令の遵守の徹底や、それらの法令で求める事項を超えたリスク管理に向けた、関係事業者の自主的な取組として、以下のような例がある。

- 一般社団法人日本塗料工業会は、防汚剤及び防汚塗料製品について、化審法で要求される環境リスク評価に利用できる情報を整備することなどを目的に自主管理を実施。
- クロロカーボン衛生協会は、塩素系溶剤の適正使用と取扱いの推進を目的として、ユーザー指導と啓蒙のためのハンドブックや小冊子等の発行、業界団体等への適正使用に関する安全講習会の講師派遣など、自主的な取組を実施。

カテゴリごとの措置

カテゴリ	各種措置とその水準		
	通知・公表	情報伝達	指導及び助言
第二種特定化学物質	政令	【義務】 ・告示に従った表示	・取扱いの方法に関する必要な指導及び助言（法39条）
監視化学物質	公示	【努力義務】 ・名称 ・当該物質である旨	・取扱いの方法に関する必要な指導及び助言（法39条）
優先評価化学物質	公示	【努力義務】 ・名称 ・当該物質である旨	・取扱いの方法に関する必要な指導及び助言（法39条）
特定新規・特定一般化学物質	・通知（特定新規） ・公示（特定一般）	【努力義務】 ・名称 ・当該物質である旨	・取扱いの方法に関する必要な指導及び助言（法39条）
一般化学物質	公示	-	-

1. 現行制度の効率化・高度化に関する事項

(2) 特例制度等

①特例制度により製造・輸入したものの事後監視

①特例制度により製造・輸入したものの事後監視

- 立入検査は、ここ7年間の平均で、年間20～30件程度を実施。
- 立入検査においては、申出内容の妥当性について確認を行っており、立入検査を契機に、数量超過や申出漏れなどの事例が発覚する場合もある。国においては、違反事案の事例を公表し、法令遵守の周知徹底を図っている。

立入検査実績

(年度)	H29	H30	R1	R2※	R3※	R4	R5
実施件数(事業者数)	37	28	30	14	6	31	27
中間物のみ	17	10	7	2	4	2	1
少量新規等を含む	20	18	23	9	2	28	23
少量新規等のみ	0	0	0	3	0	1	3

※少量新規・低生産量新規の申出者に対する立入検査は令和2年（2020年）度から実施予定であったが、新型コロナウイルスの影響により多くの立入検査が中止となったため、本格的な実施は令和4年度からとなっている。

法令遵守の周知徹底の取組

「化審法に基づく新規化学物質の製造・輸入に際しての注意点について（令和6年3月29日）」など、機会を捉えて周知を実施。

化審法に基づく新規化学物質の製造・輸入に際しての注意点について

令和6年3月29日

厚生労働省医薬品部医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づき、新規化学物質の製造・輸入をしようとする際は、原則として試験を実施して物質の性状を把握した上で事前に届出を行い、国の審査を経て判定通知を受領する必要があります。また、国の確認を得た数量等の範囲内で製造・輸入が可能となる等の特例制度が設けられています。

近年、化審法の正規の手続を経ない違反事案が散見されています（下記は、最近実際に発生した違反事例）。

（事例1）

新製品の開発を行うにあたり、長年自社で既存化学物質と認識して取り扱ってきた類似組成の物質について、参考までに化審法届出情報を確認したところ、当該物質は新規化学物質であり、化審法第3条の届出をせずに製造を行っていたことがわかった。（法第3条第1項違反）

（事例2）

少量新規化学物質としての確認を受けていた物質について、複数の部門で製造していたが、部門間の連携が不足していたため、当該物質の事業者全体の製造数量が確認数量を超過していたことがわかった。（法第3条第1項第5号違反）

1. 現行制度の効率化・高度化に関する事項

(3) ライフサイクル全体を念頭にした 循環経済への対応

- ① リサイクル原料や不純物の取り扱い
- ② 情報伝達の仕組み

① リサイクル原料や不純物の取り扱い – 廃プラスチック類のリサイクル –

- 廃プラスチック類のリサイクルの拡がりが見込まれる中、廃プラスチック類のリサイクル過程において作られる物が化審法の対象となる場合には成分が重要となるが、その物の成分については、主成分は一定の純度になる一方で、様々な廃プラスチック類が原料となることによって、均一性の高い原料から製造される化学物質の成分とは異なり、微量成分は一律にはならないことが想定される。
- この点については、廃プラスチック類のリサイクルを推進する上で、各国の化学物質管理においても同様の状況にあると考えられることから、各国における微量成分の取扱いも踏まえ、化審法の法目的である人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境汚染の防止を前提として、その取扱いを検討することが必要。

化審法の現在の運用

- 化審法では、意図して製造する成分について、微量成分であっても、特定が必要。
- 非意図的に製造される成分（第一種特定化学物質を除く。）については、1%以上となる場合には、同定する必要があり、その属する区分に応じて、対応が必要であるが、1%未満の場合には、同定の必要はない。
- なお、第一種特定化学物質については、含有率によらず原則として規制対象となる。

②情報伝達の仕組み

(i) 次世代製品含有化学物質情報・資源循環プラットフォーム(CMP※)構想

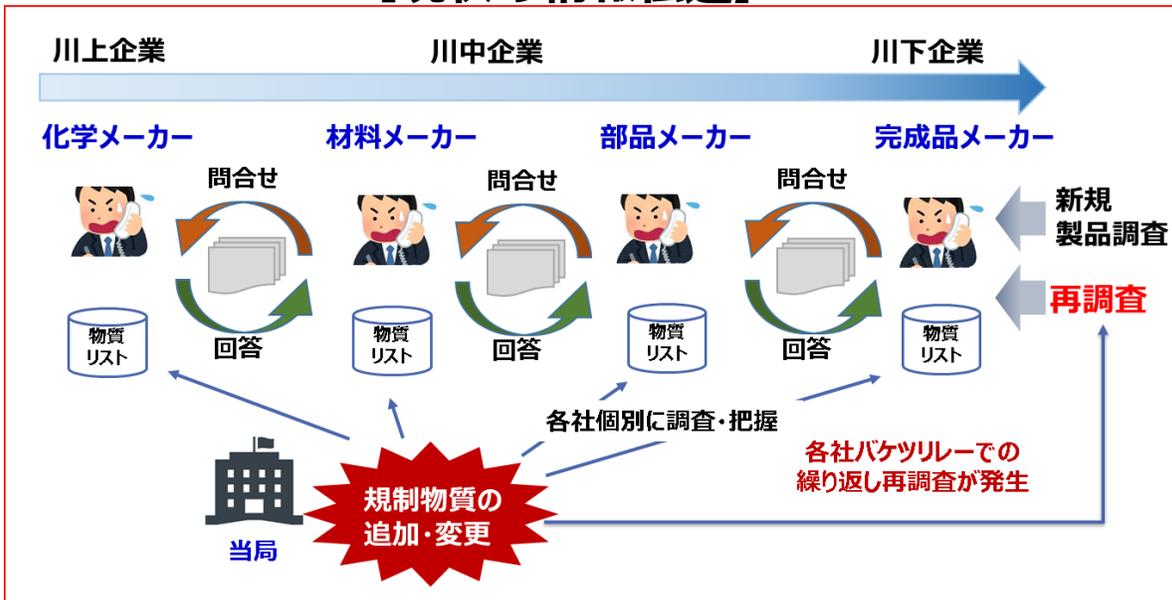
- 人健康や環境へのリスク低減に向け、グローバルに規制強化が進行。サプライチェーンにおける、正確、かつ迅速な製品含有化学物質の把握、加えて、資源循環に向けた部品リユース・リサイクル材情報の要求に対応するため、伝達可能な**製品環境に関する情報伝達基盤**を構築する。

※ Chemical and Circular Management Platform

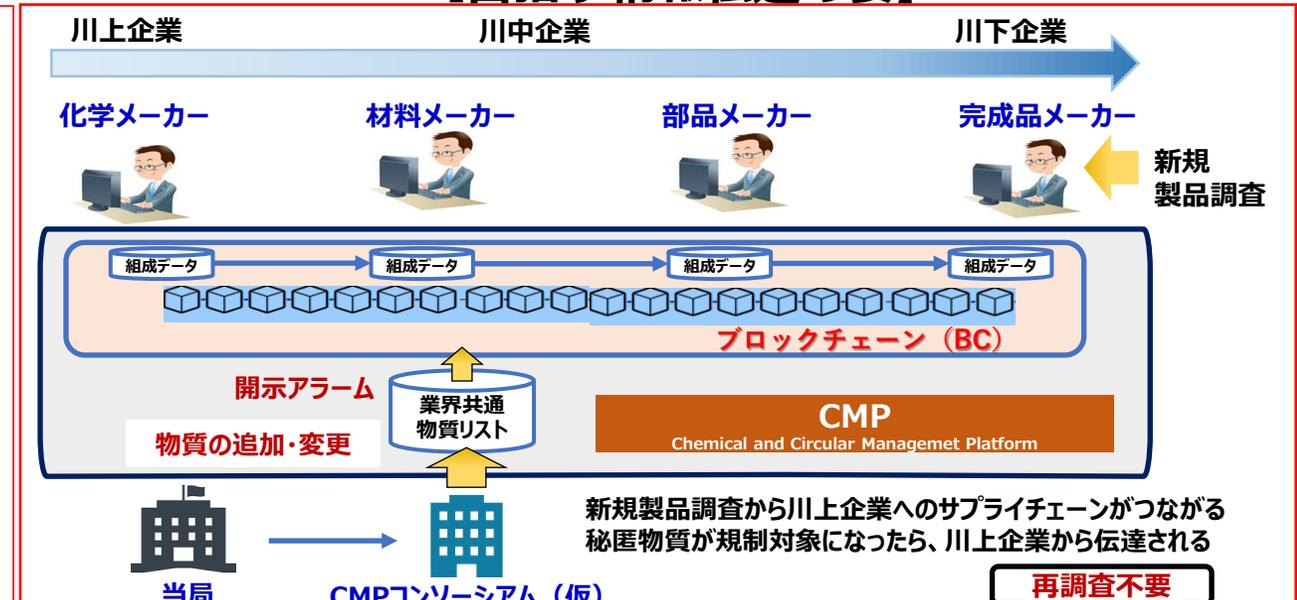
【CMPが目指す効果】

- ✓ 川上から川下へのシームレスな情報伝達
- ✓ 規制変更時に必要となる再調査の抑制
- ✓ 資源循環など新たな情報の追加・伝達

【現状の情報伝達】



【目指す情報伝達の姿】



参考：CMPが目指す情報伝達の姿とスケジュール

- 電機電子、自動車業界から連携を開始、順次対象産業界を拡大し「**業界横断型**」を目指す。
- 令和5年（2023年）からシステム要件定義を開始し、現在は基本設計の段階。**令和8年（2026年）頃**に大規模実証を経て運用開始を目指す。

【CMPが目指す情報伝達の姿】

1. 製品含有化学物質

- ✓ REACH規則など、年々厳しくなる化学物質規制に迅速に対応（再調査効率化）
- ✓ 情報精度や業務効率の向上を図ると同時に秘匿物質の確実な情報管理を実現

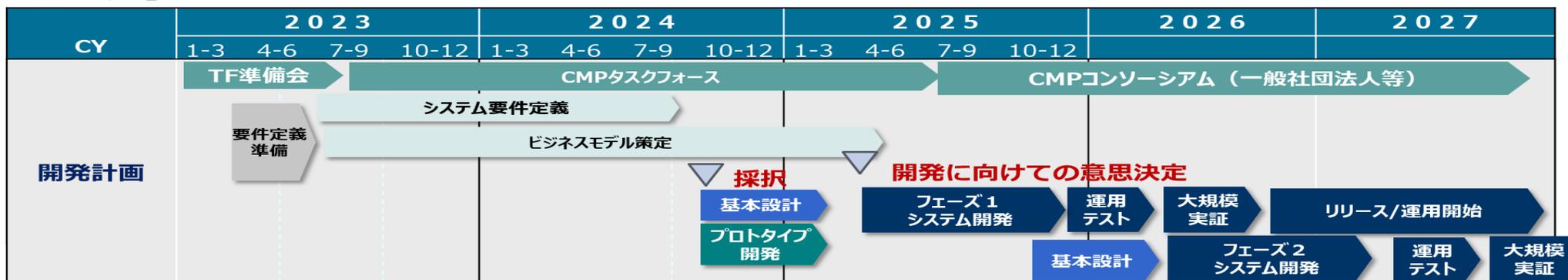
2. 資源循環

- ✓ 製品・部品・材料・化学物質のヒエラルキー情報に資源循環情報を加味し、効率的にサーキュラーエコノミーに資する情報を共有
- ✓ 部品リユース情報、リサイクル材情報（含有率、純度、ソースなど）の伝達を実現

3. グローバル連携

- ✓ 策定が進む国際規格（IEC/ISO 82474）の内容を盛り込み、グローバル連携（自動車・IMDSなど）を可能とする

【スケジュール】

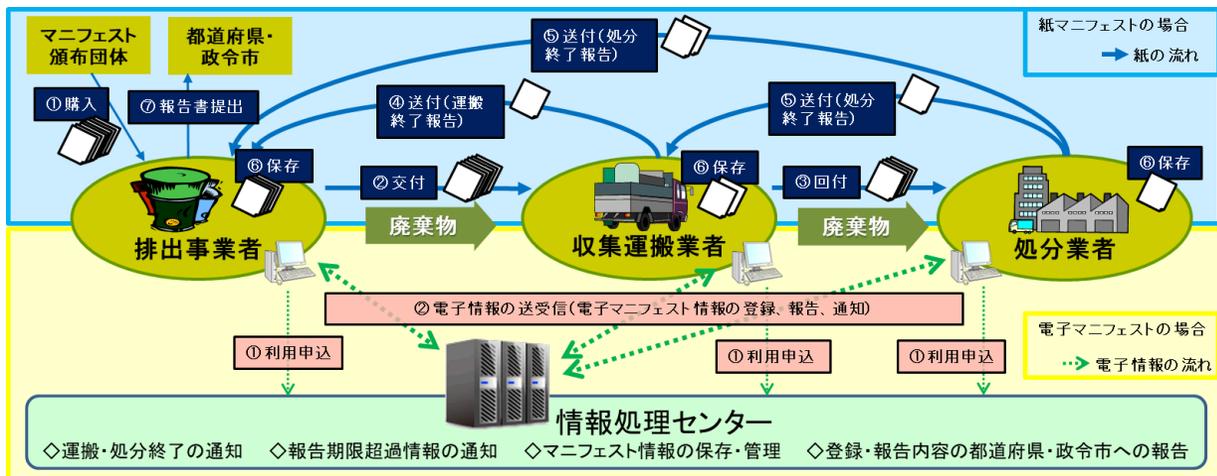


②情報伝達の仕組み

(ii) 静脈産業側での検討

- 欧州では製品バリューチェーンにおける動静脈のプレイヤーが循環性等のデータにアクセス可能となるデジタル製品パスポートの検討が進められているほか、我が国においても、内閣府設置の総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の下、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期（令和5年～）の課題の一つに「サーキュラーエコノミーシステムの構築」が設定され、循環市場における情報を可視化するプラスチック情報流通プラットフォーム構築などが進められている。
- 産業廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の排出者はその処理を委託するにあたり、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が義務付けられており、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物の排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理する制度となっている。

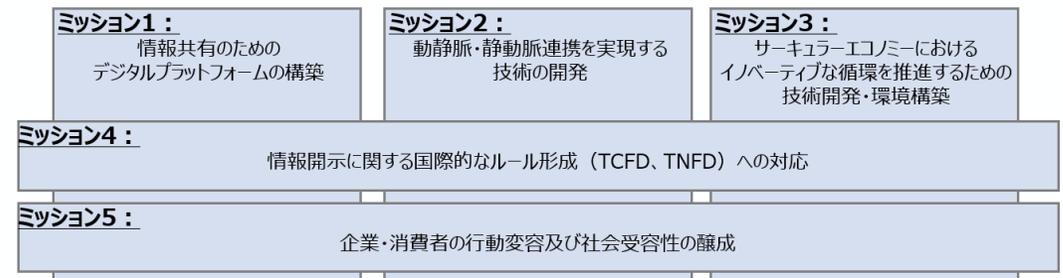
【参考】産業廃棄物のマニフェスト制度の概要



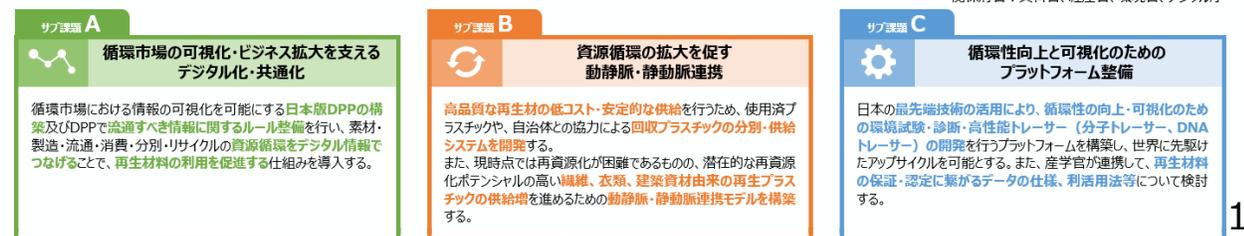
規制改革実施計画に基づく「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」の基本計画（令和3年4月21日改定）

【参考】戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「サーキュラーエコノミーシステムの構築」

○ ミッション



○ 研究開発テーマ



2. その他の化学物質管理に関する事項

(1) 諸課題への対応

- ① PFASに関する対応の方向性
- ② 国際条約への対応

① PFASに関する対応の方向性

- 「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」の議論において、「国内外の健康影響に関する科学的知見及び対策技術等の継続的な収集を図りつつ、科学的根拠に基づく対応と国民へのわかりやすい情報発信を図る」とされている。
- POPs条約で廃絶対象となったPFOS、PFOA、PFHxSは、**化審法において製造・輸入・使用を原則禁止済み**。現在でも市中に残っているものとしてPFOS等含有泡消火薬剤があり、適正管理と代替を関係省庁・関係団体と協力しつつ推進している。

PFASに関する今後の対応の方向性について（令和5年7月）

PFOS、PFOAについて

以下4点の**継続・充実**を図ることが必要

1. 管理の強化等（在庫量把握、目標値の検討等）
2. 暫定目標値等を超えて検出されている地域等における対応
3. リスクコミュニケーション
4. 存在状況に関する調査の強化等

PFOS、PFOA以外のPFAS

2つの物質群に大きく分類して対応

＜物質群1： POPs条約等で廃絶対象等＞

1. POPs条約の廃絶対象（検討中含む）となっている物質の優先的な管理の検討
2. 存在状況に関する調査の強化等

＜物質群2： それ以外の物質＞

1. 当面对応すべき候補物質の整理
2. 存在状況に関する調査の強化等
3. 適正な管理・評価手法等の検討

科学的知見等の充実について

- 国内外の健康影響に関する科学的知見及び対策技術等の継続的な収集が必要。
- 既存の知見の収集のみならず、国内において関連する研究を推進すべき。

(参考) PFOS等含有泡消火薬剤の在庫量と代替促進の取組

泡消火薬剤 の使用者	泡消火薬剤（薬液） の在庫量（万L）		代替促進の取組
	R2年度※1	R6年度※1	
消防機関	119.2	11.8	消防庁は、各消防本部に対し、PFOS含有泡消火薬剤の交換・処分を働きかけており、9割以上（令和元年末比）を交換・処分済み。令和8年度末に交換・処分完了計画である。引き続きPFOS等含有泡消火薬剤の代替を進める。
空港 （会社、国、 特定地方、地方）	14.2	9.8	国土交通省は、国が管理・運営する空港においては、令和6年度中にPFOS等含有泡消火薬剤の交換・処分を完了する予定であり、地方管理空港管理者等に対しても、交換・処分を働きかけている。また、会社管理の成田空港、中部国際空港、関西国際空港については、現在は規制対象の泡消火薬剤は所有していないことを把握している。
自衛隊関連施設	38.0	4.0	防衛省は、PFOS含有泡消火薬剤について、令和6年9月末までに交換・処分完了。今後、PFOA等含有泡消火薬剤の代替について検討を進める。
石油コンビナート 等	87.1	83.1	経済産業省は、石油コンビナート等事業者に対し、パンフレットの配布等により、PFOS等含有泡消火薬剤の交換・処分を働きかけている。
その他※2 （駐車場）	80.5	100.2	環境省・消防庁は、パンフレットの配布等により、民間事業者に対し、点検等の機会を捉えて、PFOS等含有泡消火薬剤の交換・処分を行うよう働きかけている。また、さらなる実態把握の強化や、代替促進のため、調査事業を行う予定。

※1：令和2年度はPFOS含有泡消火薬剤の在庫量、令和6年度はPFOS含有泡消火薬剤とPFOA含有泡消火薬剤の在庫量の合計を示している。

※2：「その他」において令和2年度調査より在庫量が増加しているが、現時点でPFOS含有泡消火薬剤が新たに設置されることはないため、調査の精度が向上したためと考えられる。

② 国際条約への対応

1. スtockホルム条約(POPs条約)

- スtockホルム条約で廃絶・制限に定められた物質については、化審法に基づく審査を行い、第一種特定化学物質として指定している。

定義		物質数	化審法指定済み		備考
附属書A (廃絶)	難分解性・高蓄積性・有害性・長距離移動性	掲載済みのもの	32※	29※	未指定の3物質 (UV-328、メトキシクロル、デクロランプラス) は2025年以降指定予定
		POPRCにて検討中のもの	3	0	POPRCにて検討中の3物質 (LC-PFCA、MCCP、クロルピリホス) については、化審法上の取扱いについて検討が必要
附属書B (制限)	難分解性・高蓄積性・有害性・長距離移動性 (時限を切らずに認めることができる目的があるもの)	掲載済みのもの	2	2	
		POPRCにて検討中のもの	0	0	

※ 「Hexabromodiphenyl ether and heptabromodiphenyl ether」と「Tetrabromodiphenyl ether and pentabromodiphenyl ether」を、それぞれ2物質と数えた場合

2. プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の策定に向けた検討

- 前回の政府間交渉委員会 (INC4) では、①条約の前文・スコープ・目的・原則、②主要義務規定 (一次プラスチックポリマー、懸念のある化学物質・ポリマー、問題があり回避可能なプラスチック製品、製品設計、拡大生産者責任 (EPR)、廃棄物管理等)、③条約の実施手段・措置 (資金・技術支援、国別行動計画等) 等について議論。
- 次回の政府間交渉委員会 (INC5) は、令和6年11月末に開催予定。

2. その他の化学物質管理に関する事項

(2) 持続可能な化学物質管理

- ①化学物質管理に取り組む事業者へのインセンティブ
- ②化学物質管理に関する人材育成
- ③情報伝達の仕組み（再掲）

① 化学物質管理に取り組む事業者へのインセンティブ

- 欧米を中心に、気候変動や生物多様性、資源循環に関してサステナビリティ情報の情報開示を通じて企業価値を向上させ、投資を呼び込もうとする動きが拡大。化学物質分野においても、同様の動きが見られる。
- 化学物質管理と企業価値向上とをつなげる戦略として、規制の遵守や管理のアプローチ（ハザードベースの考え方）に加え、持続可能な化学物質（より安全な代替物質の開発など）に着目した戦略が注目されている。

種類	分野	名称 (制定/更新年)	規制/管理アプローチ	持続可能な化学を推進するアプローチ
スタンダード	サステナビリティ 全般	GRI (水と廃水) (平成30年)	○ (懸念物質の環境排出抑制)	
		SASB (化学セクター) (令和5年)	○ (GHS分類製品割合)	○ (グリーンケミストリー戦略)
		ESRS (E2汚染) (令和5年)	○ (懸念物質の取扱量)	○ (SSbD物質の研究開発投資)
国際枠組	生物多様性 (汚染の観点を含む)	TNFD (化学セクター) (令和6年)	○ (懸念物質の取扱量・収益)	
	化学物質管理	GFC (令和5年)		○ (より安全な代替と革新的で 持続可能な生産活動)

②化学物質管理に関する人材育成

- 化学物質に関する国際的な議論も踏まえた化学物質管理の在り方の検討、新たな施策の立案は今後ますます重要になっている中、その検討を支える専門家の発掘・育成は必要不可欠。

化学物質管理分野における専門人材の育成

- ✓ 化学物質管理の更なる高度化のため、専門知識や政策の知見を持つ人材の発掘・育成を目的とし、大学・公的研究機関の若手研究者（40歳未満）の調査研究を支援。
- ✓ 令和3年度から延べ17件を採択し、結果は各分野の学会・論文等で発表。

【実施テーマ例】

「消費者製品に含まれる化学物質の経皮曝露を含めた包括的リスク評価スキームの構築」

第2回環境化学物質3学会合同大会 SETAC賞 受賞

(令和3～5年、静岡県立大学)

- 経口暴露による化学物質蓄積性の生物種間差に関するデータ構築

(令和3～5年、鹿児島大学)

第3回環境化学物質合同大会※1への参画 ～化審法の安全性評価専門人材の発掘～

- ✓ 学会に参加する学生・若手研究者向けに、化審法における安全性評価に関する理解を深め、関心を持ってもらうことを目的として、「化審法における化学物質の安全性評価の現状と展望～生分解性及び生物蓄積性の評価とは？～」と題した自由集会を開催。
- ✓ 当日は約30名が参加。オーガナイザー※2から、化審法の制度や安全性評価の方法、これまでの経験に基づき今後の専門人材の重要性を説明。



(当日の様子)

※1 主催：(一社)日本環境化学会、日本環境毒性学会

※2 オーガナイザー
化学物質審議会委員(国立大学、国立研究機関)、
業界団体、試験機関、
NITE、経済産業省

③情報伝達の仕組み（再掲）

(i) 次世代製品含有化学物質情報・資源循環プラットフォーム(CMP※)構想

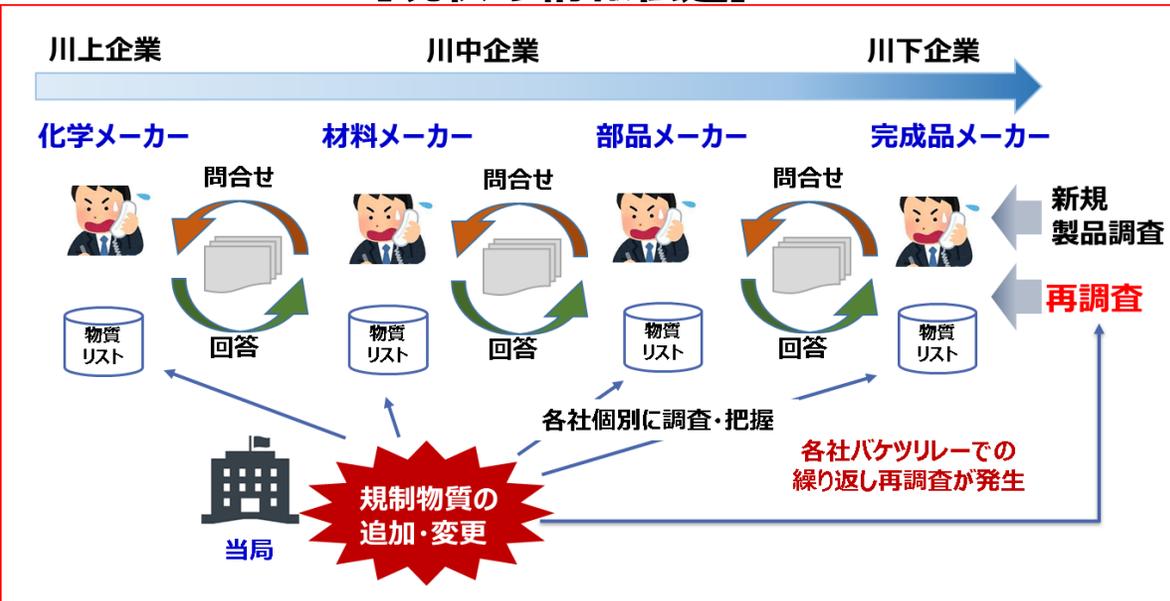
- 人健康や環境へのリスク低減に向け、グローバルに規制強化が進行。サプライチェーンにおける、正確、かつ迅速な製品含有化学物質の把握、加えて、資源循環に向けた部品リユース・リサイクル材情報の要求に対応するため、伝達可能な**製品環境に関する情報伝達基盤**を構築する。

※ Chemical and Circular Management Platform

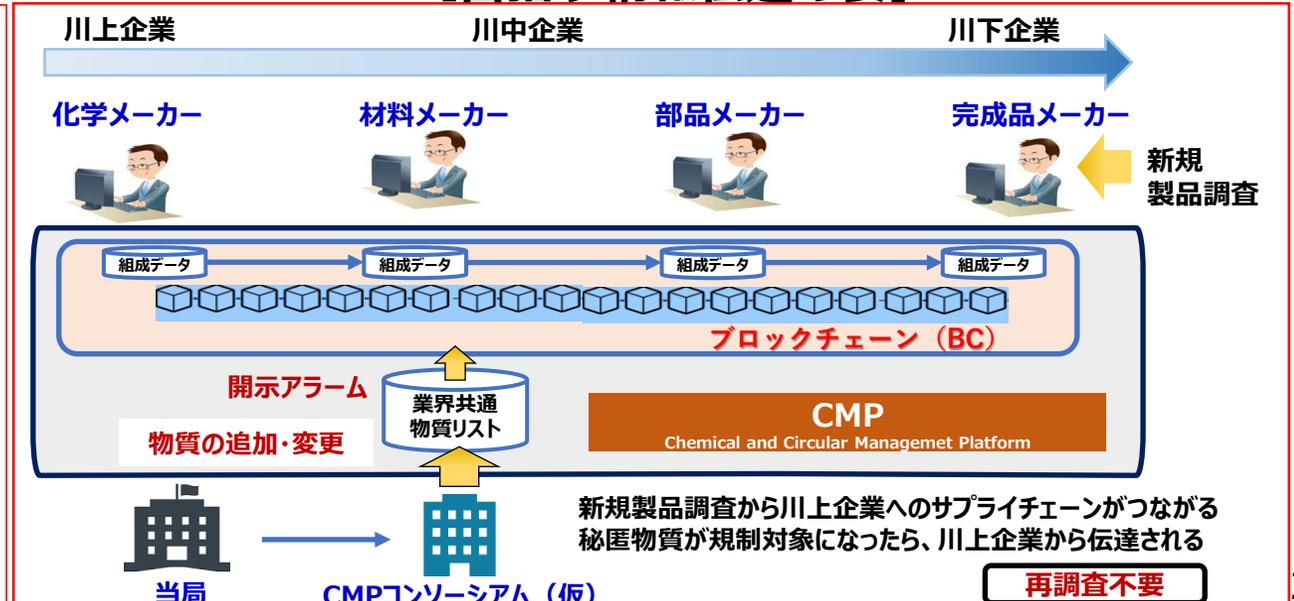
【CMPが目指す効果】

- ✓ 川上から川下へのシームレスな情報伝達
- ✓ 規制変更時に必要となる再調査の抑制
- ✓ 資源循環など新たな情報の追加・伝達

【現状の情報伝達】



【目指す情報伝達の姿】



参考：CMPが目指す情報伝達の姿とスケジュール

- 電機電子、自動車業界から連携を開始、順次対象産業界を拡大し「**業界横断型**」を目指す。
- 令和5年（2023年）からシステム要件定義を開始し、現在は基本設計の段階。**令和8年（2026年）頃**に大規模実証を経て運用開始を目指す。

【CMPが目指す情報伝達の姿】

1. 製品含有化学物質

- ✓ REACH規則など、年々厳しくなる化学物質規制に迅速に対応（再調査効率化）
- ✓ 情報精度や業務効率の向上を図ると同時に秘匿物質の確実な情報管理を実現

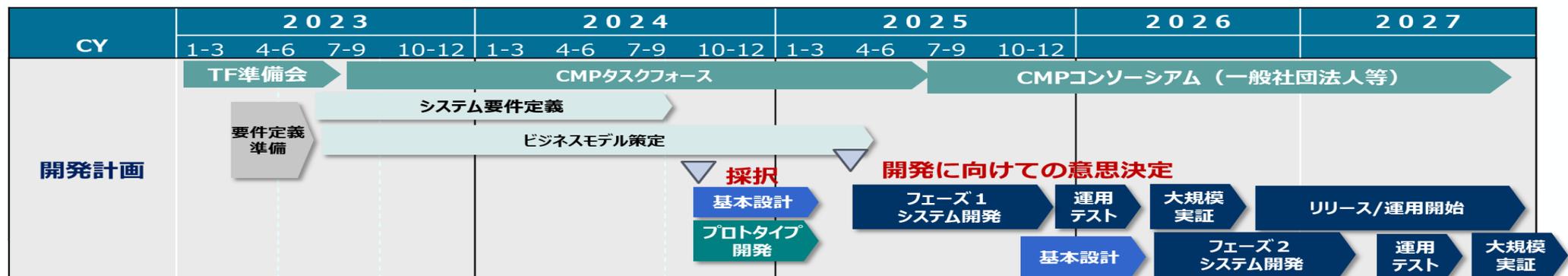
2. 資源循環

- ✓ 製品・部品・材料・化学物質のヒエラルキー情報に資源循環情報を加味し、効率的にサーキュラーエコノミーに資する情報を共有
- ✓ 部品リユース情報、リサイクル材情報（含有率、純度、ソースなど）の伝達を実現

3. グローバル連携

- ✓ 策定が進む国際規格（IEC/ISO 82474）の内容を盛り込み、グローバル連携（自動車・IMDSなど）を可能とする

【スケジュール】

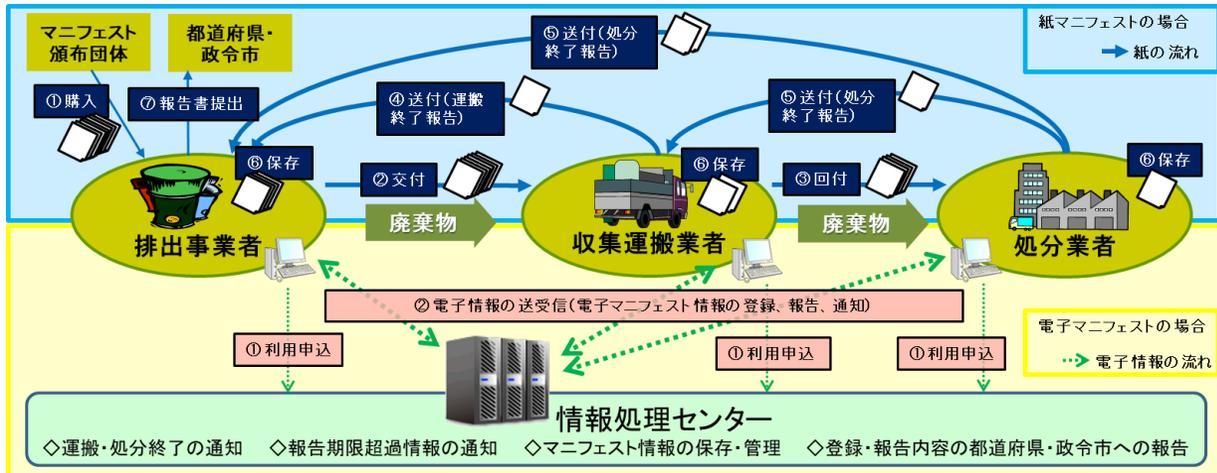


③情報伝達の仕組み（再掲）

(ii) 静脈産業側での検討

- 欧州では製品バリューチェーンにおける動静脈のプレイヤーが循環性等のデータにアクセス可能となるデジタル製品パスポートの検討が進められているほか、我が国においても、内閣府設置の総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の下、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期（令和5年～）の課題の一つに「サーキュラーエコノミーシステムの構築」が設定され、循環市場における情報を可視化するプラスチック情報流通プラットフォーム構築などが進められている。
- 産業廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の排出者はその処理を委託するにあたり、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が義務付けられており、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物の排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理する制度となっている。

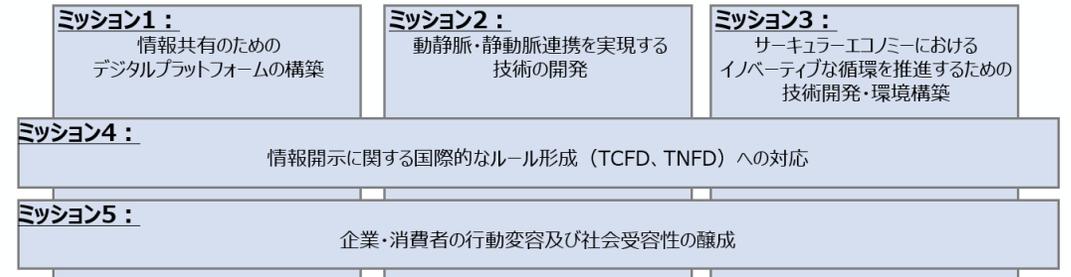
【参考】産業廃棄物のマニフェスト制度の概要



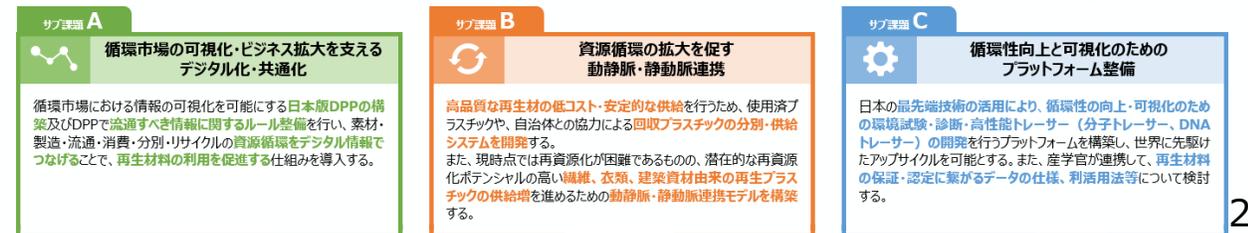
規制改革実施計画に基づく「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」の基本計画（令和3年4月21日改定）

【参考】戦略的イノベーション創造プログラム（SIP） 「サーキュラーエコノミーシステムの構築」

○ ミッション



○ 研究開発テーマ



2. その他の化学物質管理に関する事項

(3) パートナーシップや能力開発

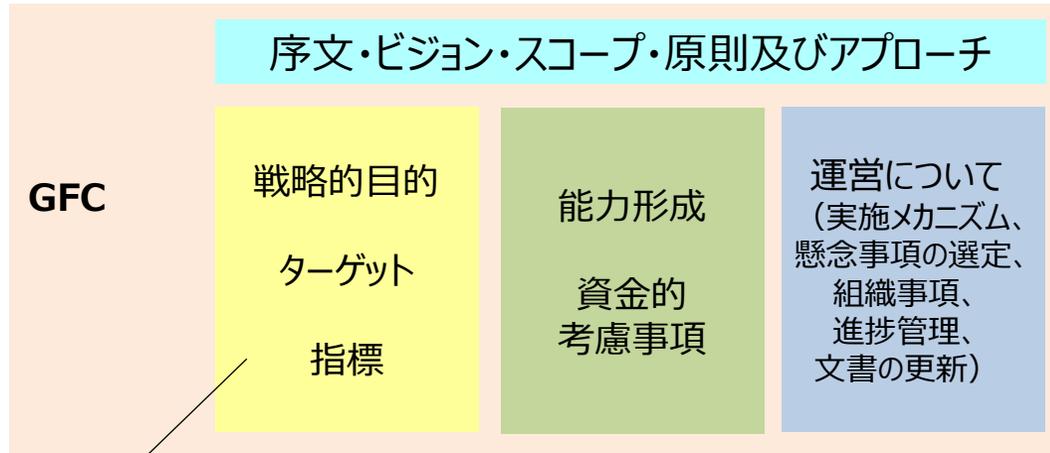
- ① 国際的な枠組等への貢献
- ② ステークホルダーとの対話

① 国際的な枠組等への貢献

- 化学物質に関する国際的な枠組みや化学的知見の収集に対して、我が国の化学物質管理の仕組みや経験を活かした貢献を検討している。

GFC（化学物質に関するグローバル枠組み）

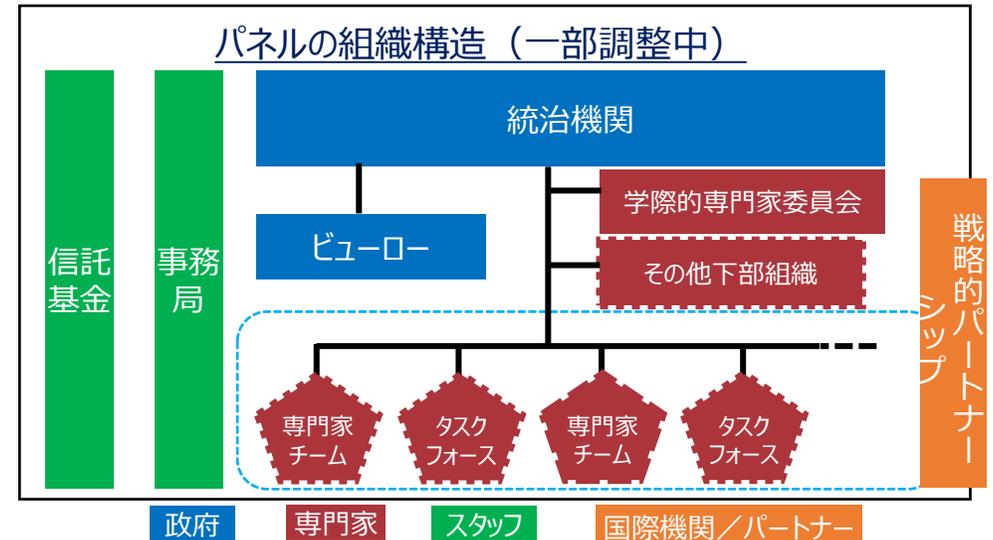
- 令和2年以降の化学物質・廃棄物の適正管理に関する国際枠組み（令和5年9月採択）。多様な分野/多様な主体によるライフサイクルを通じた化学物質管理のため、5つの戦略的目的とそれを実現するための個別ターゲットなどを設定。
- 関係省庁連絡会議で国内実施計画の策定作業を進めている。



戦略的目的A：能力・法制度の整備
 B：知識・情報・データ
 C：懸念課題
 D：より安全な代替と、革新的で持続可能な解決策
 E：意思決定プロセスへの統合
 各目的に紐付く計28の個別ターゲット
 （主に2030年（一部2035年）の達成年限が設定）
 進捗把握指標の策定を現在公開作業部会で議論（日本が共同議長）。

SPP（化学物質・廃棄物の適正管理及び汚染防止に関する科学・政策パネル）

- 化学物質・廃棄物分野において、IPCC（気候変動分野）やIPBES（生物多様性分野）に類する独立した政府間科学・政策パネルの設置を目指して議論中。
- 科学と政策のインターフェイスを強化するため、主に次の活動を実施予定。
 - ①課題の特定と対応策の提示
 - ②現在の課題に関する評価
 - ③科学者と政策決定者間のコミュニケーション、普及・啓発
 - ④科学的情報を必要とする途上国との情報共有
 - ⑤能力形成



②ステークホルダーとの対話

- 市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体により化学物質と環境に関して意見交換を行い、合意形成を目指す場として、「化学物質と環境に関する政策対話」を平成24年から19回実施。化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた政策提言を目指している。
- また、化学物質管理に係る各種セミナーの実施等、ステークホルダーへの情報発信や、質疑対応等も積極的に実施している。
- 化審法の制度改正等にあたっては、原則としてパブリックコメントを行い、幅広い主体からの意見聴取を行っている。

化学物質と環境に関する政策対話

- 各主体間の化学物質リスクに係る理解の共有のため、毎年度2回程度、多様なテーマで意見交換を実施。



化学物質管理セミナー

- 化学物質管理関係法令の理解向上のため、化学物質を取り扱う事業者向けのセミナーを毎年実施。

化学物質国際対応ネットワーク

- 国際的な化学物質対策についての国内関係者の理解と対処能力の向上と、諸外国の関係者との相互理解の向上による国際調和に向けた取組の加速化を目的として、諸外国の規制動向に係るセミナーを実施する等、情報発信を実施。

パブリック・コメントの実施

- 第一種特定化学物質の指定等に際して、パブリックコメントを三省合同で実施、それらも参考に制度改正が行われている。